

# もだま通信



No. 27 2013. 4. 10発行

特定非営利活動法人 成年後見センターもだま

草津市野村八丁目 5 番 19 号

サニーハイツピア 105 号室

TEL 077(598)0246 FAX 077(598)0888

E メール modama.npo@triton.ocn.ne.jp



## 成年被後見人の選挙権

3月14日、東京地裁は、成年被後見人の選挙権を一律に排除している公職選挙法11条1項1号の規定を憲法違反であると判断しました。

私自身も、何名かの成年後見人を引き受けています。その中には、投票の意思表示をすること自分が難しい人もいますが、十分に投票が可能な人もいます。

ある時、精神障がいのために成年被後見人となったばかりの人から、こう言われたことがあります。「明日は選挙やなあ。久しぶりに投票に行こうかなあ。でも、選挙のはがきが来てないなあ。」。投票所に出かけてトラブルになってもいけないので、私は、選挙権がなくなったことを彼に説明しなければなりませんでした。彼は、「何でや。人権侵害や。」とぽつりと言って、あとは何も言いませんでした。「あなたには投票する資格はない」と言われるに等しく、傷ついたに違いありません。

もともと、成年後見制度は、被後見人の財産を管理したり、被後見人の利益のために契約を締結したりする制度であって、被後見人の権利を制限するためのものではありません。精神科医の鑑定でも、家裁の審判でも、財産管理の能力に着目して判断しているのであって、投票の能力について検討しているわけではありません。

公選法の規定は、成年被後見人の選挙権をすべて剥奪するもので、過剰な権利制限であることは明らかでしょう。政府は、控訴期限ぎりぎりの27日に、控訴しました。早期の法改正を望みます。

理事 弁護士 土井裕明



## 全国権利擁護支援フォーラム参加報告



2013年2月8日、「第4回全国権利擁護支援フォーラム」が開催されました。2日間の支援フォーラムに、もだまの職員も参加させていただきました。

会場の國學院常盤松ホールはほぼ満席で、主催の全国権利擁護支援ネットワークの関係者や、パネリスト、参加者などが「意思決定支援と成年後見制度」「権利擁護と成年後見の課題」「権利擁護と自治体」などについて、意見交換をし会場は熱気に包まれました。

判断能力が不自由な人を社会へつなぐイギリスの制度「第三者代弁人制度（IMAC）」の紹介や、セルフネグレクトにどう対応するかという実践報告、地域福祉の中の権利擁護支援事業の実践報告など、今後の権利擁護と成年後見の課題を深く考える研修となりました。

1人1人の意思を尊重した支援をするために、本人意思の尊重と権利擁護の実践は、どちらがどうあるべきかを今後も模索していく必要があると感じています。



## 後見活動日誌



先日、一月前にグループホームへ入所されたA子さん（90歳代）に面会すると「あんた まあ～よー来てくれたね。こんないい所に入れてもらってありがとうね。」と満面の笑みで迎えてくれました。A子さんは30年前にご主人が亡くなられ息子さんと二人暮らしをしてきましたが、物忘れが徐々に進み息子さんの介護を拒否されるようになりました。自然と親子の関係が少しずつ悪くなり、息子さんはストレスで持病が悪化してしまいました。A子さんに息子さんの体調を説明すると、大事な息子さんことをとても心配され、暫くショートステイを利用いただいた後、グループホームに入所いただきました。

A子さんは手先が器用で、縫い物が得意です。以前、通所されていたデイケアで作られた、刺し子の素晴らしい作品を見せていただきました。グループホーム入所時に、お針箱セットと使い古しのタオルを持ち込み、雑巾を縫っていただくようお願いしました。ある日、事務所の若い職員がA子さんに面会した時、「これお母さんにあげて」と手縫いの雑巾をおみやげに渡してくれました。最近は見たことがない手縫いの雑巾は、A子さんのほっこりとした人柄がしみ込んでいるように感じます。お友達とおしゃべりしながら、好きな縫い物に精をだしているA子さんがゆっくりと過ごしていただけるよう願っています。

### 総会および講演会のお知らせ

平成25年5月19日（日）～守山市・エルセンター～

総会 13:00～14:20

講演会 14:30～16:00

講師 龍谷大学准教授 山田 容 氏

演題 「高齢者・障害者虐待防止と成年後見制度の活用について」



### ●トピックス●

講演会開催 2/26 火)	全国権利擁護支援ネットワーク 正会員入会	県社協「高齢者・障害者なんでも相談会」に参加 3/17（日）
野洲市市民活動支援センターにて野洲市と共にさわ社会福祉士共同事務所“ほっと”の代表 澤和清氏に「成年後見制度を活用するために～これから的人生に備えて～」を演題に講演会をしていただきました。約70名が参加され、認知症高齢者の増加に伴う老後の準備として制度活用の必要性を切り口に、事例を交え制度の概要、後見人等の職務・権限についてわかりやすく説明していただきました。今後も啓発活動をしていく機関として精進して参ります。	「あさがお」をはじめ全国の権利擁護センターや成年後見センター、社会福祉協議会が加入している、全国権利擁護支援ネットワーク（As-net）には、これまで賛助会員として参加していましたが、「もだま」の組織も運営も基盤がかたまりつつあるので、正会員として加入を申請しました。3月8日As-netの上田事務局長が来所され、視察を受け平成25年度からの正会員加入が決定しました。	長寿福祉センターで弁護士、司法書士、社会福祉士等が複数で財産管理、相続、福祉の制度、法律などで高齢者や障害者が生活していく困っていること、将来の不安の相談を受けました。内容は成年後見・任意後見、法律の相談などで、雇用促進法の改定で、障害者雇用促進法制定に向けて雇用義務の対象を広げる検討がされているが、3～5年後の施行に向けいろんな機会に啓発してほしいというご相談もありました。

### 会員募集しています

成年後見センターもだまの活動に賛同・支援いただける方を募集しています。

正会員年会費 個人1口 3,000円 賛助会員年会費 個人1口 2,000円  
団体1口 10,000円 団体1口 5,000円